（帳簿の記載事項等）

第七条　法第九条の八の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　各月における登録、名簿の訂正及び登録の消除の件数

二　各月における歯科技工士免許証明書（以下「免許証明書」という。）の書換え交付及び再交付の件数

三　各月の末日において登録を受けている者の人数

2　指定登録機関は、法第九条の八に規定する帳簿を、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。

（登録状況の報告）

第八条　指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　当該四半期における登録、名簿の訂正及び登録の消除の件数

二　当該四半期における免許証明書の書換え交付及び再交付の件数

三　当該四半期の末日において登録を受けている者の人数

（虚偽登録者等の報告）

第九条　指定登録機関は、歯科技工士が虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたと考えるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　当該歯科技工士に係る名簿の登録事項

二　虚偽又は不正の事実

（試験に合格した者の氏名等の通知）

第十条　厚生労働大臣は、指定登録機関に対し、歯科技工士国家試験（以下「試験」という。）に合格した者の受験番号、氏名、生年月日、住所、試験に合格した年月及び合格証書の番号を記載した書類を交付するものとする。

（試験無効等の処分の通知）

第十一条　厚生労働大臣は、法第十五条の六第二項の規定により読み替えて適用する法第十五条第一項の規定により試験を無効としたときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

一　処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所

二　処分の内容及び処分を行った年月日

（免許の取消し等の処分の通知）

第十二条　厚生労働大臣は、法第八条第一項及び第三項の規定により歯科技工士の免許を取り消し、期間を定めて業務の停止を命じ、又は再免許を与えたときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

一　処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所

二　処分の内容及び処分を行った年月日

（登録事務の休廃止の許可の申請）

第十三条　指定登録機関は、法第九条の十二の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする登録事務の範囲

二　休止し、又は廃止しようとする年月日

三　休止しようとする場合にあっては、その期間

四　休止又は廃止の理由

（登録事務の引継ぎ等）

第十四条　指定登録機関は、法第九条の十二の許可を受けて登録事務の全部若しくは一部を廃止する場合、法第九条の十三の規定により指定を取り消された場合又は法第九条の十六第二項の規定により厚生労働大臣が登録事務の全部若しくは一部を自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　登録事務を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

二　登録事務に関する帳簿及び書類並びに名簿を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

三　その他厚生労働大臣が必要と認める事項

第二章　指定試験機関

（試験事務規程の記載事項）

第十五条　法第十五条の七において準用する法第九条の五第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の実施の方法に関する事項

二　受験手数料の収納の方法に関する事項

三　法第十五条の四第一項に規定する試験委員（以下「試験委員」という。）の選任及び解任に関する事項

四　試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

五　試験事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

六　その他試験事務の実施に関し必要な事項

（試験委員の要件）

第十六条　法第十五条の四第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において歯科医学若しくは歯科技工学に関する科目を担当する教授、准教授若しくは助教の職にあり、又はあった者

二　法第十四条第一号に規定する歯科技工士学校又は同条第二号に規定する歯科技工士養成所の専任教員の職にあり、又はあった者

三　厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

（帳簿の記載事項等）

第十七条　法第十五条の七において準用する法第九条の八の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　試験実施年月日

二　試験地

三　受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所、試験科目ごとの成績及び合否の別並びに合格した者については合格証書の番号

2　法第十五条の三第一項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）は、法第十五条の七において準用する法第九条の八に規定する帳簿を、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。

（試験事務の実施結果の報告）

第十八条　指定試験機関は、試験事務を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　試験実施年月日

二　試験地

三　受験申込者数

四　受験者数

2　前項の報告書には、受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所、試験科目ごとの成績及び合否の別並びに合格した者については合格証書の番号を記載した受験者一覧表を添えなければならない。

（受験停止の処分の報告）

第十九条　指定試験機関は、法第十五条の六第一項の規定により受験を停止させたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所

二　処分の内容及び処分を行った年月日

三　不正の行為の内容